

## 第 55 号

### 教育予算を増額し豊かな障害児教育の実現を求める件

- ・卒業後のゆたかな進路を保障するため条件整備を進めること
- (1)福祉施設を増設し、生活の場やはたらく場を充実すること。特に重度障害に対応する施設を増設すること。
- (2)就労支援体制を拡充すること。

#### 自民党県議団の採決…**不採択**

県が定める第3期障害福祉計画（H24年度～H26年度）では、地域移行を進める国の方針に沿って入所定員の減少を目標に掲げており、新規の施設整備は困難な状況にあります。

新規の入所を認めないということではなく、比較的障害程度が軽い人の地域移行を進めるとともに、重度障害に対応するため1,028人分の施設定員を確保しており、今後、地域のニーズ等を勘案しながら、必要性を検討する方針。

また、障害者の地域での自立した生活を支援するため、本年10月から生活介護や就労継続支援B型事業所等の定員規模を20人から10名以上に緩和し、事業所指定を促進することにより日中活動の充実を図るとともに、日常生活訓練や生産活動を行う地域活動支援センターの運営支援を行うなど、障害者の社会参加の場としての施設の充実も図っている。

障害者の就労面では、障害者の就業面・生活面の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を昨年4月に県内10箇所に設置したほか、県民局への障害者の職場適応や一般就労への移行・定着を図る「障害者就労定着サポーター」の配置、ハローワークとの連携強化など、様々な取り組みを通じて就労を支援しています。

このように、県としては、厳しい財政状況の中、多様な施策を行っており、既に一定の願意は達成されていることから、「不採択」を主張しました。